



原子力空母の横須賀母港計画を断念させるために、横須賀市長、神奈川県知事に求めます。

おなまえ	おところ

# 原子力空母の母港はいらない。

私たちが

子どもたちが、

原子炉事故や

放射能被害に

まきこまれないよう、

原子力空母の

母港反対を宣言し、

必要な行動を

とってください。

●今、横須賀を、2008年に原子力空母の母港とするための準備が着々と進められています。このままいくと横須賀に大型の原子炉とその修理施設が出現するこ

とを意味し、私達や子供たちが、将来恐ろしい原子炉事故や放射能被害の危険と同居して暮らしていかなければならなくなってしまいます。

横須賀市長は原子力空母の母港をくい止めるために、これだけのことができます。

- ①港湾法37条の権限による、12号バースの追加工事や、原子力空母母港のための工事(浚渫等)の不許可。
  - ②原子力艦船の寄港に同意せず、国と米軍に対して情報公開を求め、原子炉の修理はさせない等の日米の取決めの厳守及び不変更の申し入れ。
  - ③空母ミッドウエー母港時の声明、「原子力空母の母港は将来にわたって認められない」の再宣言。
  - ④原子力空母の母港についての打診があった場合には、情報をすべて公開し、受入れの可否について、住民投票の実施。
- ※県知事の反対声明は横須賀市長を大きく支えます。知事も原子力空母の母港拒否を、ぜひ!

●横須賀に入港中の原子力潜水艦の原子炉が事故を起こし、4時間にわたって放射性生成物が環境に放出された場合、放出した放射能による被曝被害(死亡)を77,000人と推定。また、同数の遺伝子障害による死亡が推定され、横須賀での原子炉事故は周辺で15万人の死者を生むことになるかと警告。風向きによっては横浜、東京方面へ被害が拡がる。(1988年、ジャクソン・デイビス教授(カリフォルニア大学)のアセスメントより)

●原子力空母の原子炉は、原潜より規模が大きいので、被害はさらに大きくなると予測されます。



## 原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会

連絡先

〒238-0008 横須賀市大湊町1-26  
 清水ビル3階  
 呉東・小林法律事務所  
 TEL046-827-2713 FAX046-827-2731  
<http://www.pasopit.co.jp/cvn/>

取組団体



横須賀基地の提供水域外に停泊した原子力空母「カールビンソン」(03.5.10)